

31 諸手続きの締切日

例 月		
手 続 内 容	効力開始日	日本税協連福祉会事務局書類必着日
追 加 加 入	毎月1日	前月10日
増 額・減 額		
預金口座変更		
脱 退		前月20日

更 新 月		
手 続 内 容	効力開始日	日本税協連福祉会事務局書類必着日
追 加 加 入	5月1日	3月31日
増 額・減 額		
預金口座変更		
脱 退		

なお、締切日を過ぎた加入・脱退等の手続きは次回の加入日・脱退日扱いとなりますので、手続きは速やかにお願いたします。
また、締切日が土曜・日曜・祝日と重なる場合は、前営業日に繰り上がりますのでご注意ください。

諸手続きについて

ご加入内容に変更が生じた場合は、事務の手引きに綴りこまれている帳票をコピーのうえ
ご使用ください。
事務の手引きは毎年3月に各会員事務所あてに1冊送付しています。



送付物について

毎年3月 ▶ パンフレット・事務の手引き・被保険者名簿(更新前のご加入状況です。)
毎年5月 ▶ 被保険者名簿(更新後のご加入状況です。)
パンフレット・事務の手引き・5月に送付する被保険者名簿は次回更新時まで保管してください。



お届けしたのは

日本税協連福祉会生命共済制度

優 You プラン

(団体定期保険・事業所一括加入型)

充実した保障範囲

- 15歳から70歳 最高保障保険金額は **6000万円**
- 71歳から75歳 新規加入・増額可能年齢は **75歳以下**まで
(加入・増額いただける保険金額の上限は**3000万円**が限度となります。)
- 76歳から80歳 更新継続加入者の保険金額の上限は **1500万円**
(更新継続加入者は80歳まで。76歳以降は1500万円に自動減額になります。)

剰余金が生じた場合、
配当金が支払われますので、
実質負担はさらに軽減されます。

令和2年度の配当実績 (令和3年7月お支払い分)

負担保険料の約**56%**

※配当率は支払時期の前年度決算により決定しますので、将来支払われる配当金額は現時点では確定していません。また、支払保険金の多寡などにより配当金は大きく変動します。「制度のお取扱い」の「配当金」についてもあわせてご覧ください。

お申込みにあたっては、本パンフレット(加入案内用チラシおよび別紙「契約概要・注意喚起情報」)をご覧ください。保障内容、掛金、保険金額、保険期間、配当金の有無などが自身のご意向(ニーズ)に沿った内容となっているか、必ずご確認ください。本パンフレットは次回更新日まで大切に保管してください。

事務委託

日本税理士協同組合連合会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階
TEL 03-5740-0920 FAX 03-5740-0921



日本税協連福祉会



制度のお取扱い

加入(増額)対象者・加入手続き

a. 加入対象者

日本税協連福祉会の会員および会員事務所の役員・従業員・事務局専従役員職員(「事業所一括加入型」)
(パートは社会保険加入等定着性がある場合可。アルバイトは除きます。)

で、満14歳6ヵ月超満75歳6ヵ月以下(継続加入のときは満80歳6ヵ月以下)の方。

- 上記年齢は令和4年5月1日現在の年齢となります。左記月額掛金表の生年月日でご確認ください。(中途加入に際しても同じ)
- 上記加入対象者でない方はご加入・ご継続できません。
- 万一、加入者が加入対象者でないことが判明したときには、保険金の支払対象となる場合に該当されていても保険金は支払われません。
- 満75歳6ヵ月を超える方は新規加入・増額できません。
- ご家族(家族専従者を除く)はご加入できません。

b. 告知

ご加入(増額)の際には、健康に関する告知をしていただきます。

c. 同意確認

ご加入(増額)にあたり、会員事務所は、その役員・従業員・事務局専従役員およびパートの方から、保障内容、保険金額、および会員事務所が保険金の一部の受取人となることについて同意確認(記名・捺印)をいただく必要があります。加入(増額)申込書に、ご加入者の同意印を押印してください。

保険期間

a. 令和4年5月1日から令和5年4月30日までの1年間が保険期間です。

b. 保険期間途中の加入者は、加入した日から令和5年4月30日までが初年度の保険期間となります。

保険期間途中の中途増額分についても同様です。

*お申し出がない場合には、毎年更新日(保険期間末日の翌日)に自動更新されます。

加入(増額)日

毎月1日が加入(増額)日=保障開始日となります。

加入コースと掛金

a. 掛金の負担は会員事務所となります。

b. 月額掛金表のとおり、男女別・年齢群団別になっています。従業員の死亡退職金・弔慰金等の準備として、事業主の方は必要保障額により、それぞれ保険金額を設定ください。

c. 月額掛金額は更新日現在(毎年5月1日)の年齢に基づいて決定されます(月額掛金表参照)。また、更新時において年齢群団が1ランクあがるご加入者については、掛金が自動的にアップすることになりますので、ご了承願います。

掛金の払込み

a. 掛金の払込みは収納代行会社「株式会社シーエスエス」(略称CSS)に委託して、ご指定の金融機関預金口座より当月分掛金を当月27日(土日祝祭日の場合翌営業日)に自動的に引き落としいたします。

b. 掛金の口座引き落としが不能のときは翌月27日(土日祝祭日の場合翌営業日)に2ヵ月分の引き落としのご案内を行います。

なお、2ヵ月連続で払込みがない場合は、未入金月の1日に遡って本制度より自動的に脱退となり、保険効力も失われますのでご注意ください。

配 当 金

毎年契約団体ごとに保険期間(1年間)の収支計算を行い、剰余金が生じた場合には、配当金が各会員事務所に支払われますが本制度の安定、拡充のために配当金の一部を充当することがあります。

*毎年支払われる配当金は変動し、支払われない場合もあります。

*保険期間途中で脱退された場合、その脱退事由にかかわらず配当金は支払われません。

保険金の受取り

a. 死亡保険金(高度障害保険金)の遺族(ご加入者)への支払いは会員事務所を経由して行います。

b. 死亡保険金は保険金額の50%をご加入者の民法上の相続人が受取るものとし、残りは会員事務所が受取り、弔慰金等に活用します。高度障害保険金の場合も保険金額の50%をご加入者が受取るものとし、残りは会員事務所が受取り、ご加入者の生活保障等に活用します。なお、個人事業主が死亡した場合、会員事務所受取分は、配偶者・子(子が死亡している場合は、その直系卑属)・父母・祖父母・兄弟姉妹の順位に従ってお支払いさせていただくこととなります。

c. 死亡保険金請求の際には、請求書面上にご加入者の労働基準法による相続人(遺族補償を受けるべき方)の了知(署名・押印)が必要です。高度障害保険金の請求の際には、請求書面上にご加入者本人の了知(署名・押印)が必要です。

脱 退

a. ご加入者が死亡された場合、高度障害保険金支払われた場合、または退職などで加入対象者ではなくなった場合は、本制度から脱退となります。

b. 日本税協連福祉会を退会される場合は、福祉会会則に基づき本制度の脱退手続きをお願いします。

a. bいずれも脱退通知書のご提出が必要です。



保険金の請求手続きについて

保険金をご請求される場合は、日本税協連福祉会事務局宛ご連絡ください。
ご請求に必要な書類及び手続き方法についてご案内いたします。

支払われる保険金(保障の内容)

死亡保険金

ご加入者が保険期間中に、死亡されたとき

高度障害保険金

ご加入者が保険期間中に、加入日以後の傷害または疾病によって、所定の高度障害状態になられたとき

●高度障害状態【具体的事例】

- 1 完全な両眼の失明のほか、眼鏡やコンタクトレンズなどを用いても両眼の各視力が0.02以下の場合
- 2 ・声帯すべてをてき出した場合や音声言語による意思疎通が不可能となった場合
・あご・歯・舌の障害等のため流動食以外のものがまったく摂取できない状態となった場合
- 3 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、特別な器具等を用いても(杖歩行やスプーン等を用いての食事など)下記①～⑦すべてが自分ではできず、常に他人の介護を要する場合
①食物摂取 ②排便・排尿 ③排便・排尿の後始末 ④衣服着脱 ⑤起居 ⑥歩行 ⑦入浴
- 4 両腕について、手首以上で切断したか、手の3大関節(肩関節・ひじ関節・手関節)がすべてまったく動かなくなった場合
- 5 両足について、足首以上で切断したか、足の3大関節(また関節・ひざ関節・足関節)がすべてまったく動かなくなった場合
- 6 片方の腕について手首以上で切断し、かつ、片方の足を足首以上で切断または片方の足の3大関節(また関節・ひざ関節・足関節)がすべてまったく動かなくなった場合
- 7 片方の手の3大関節(肩関節・ひじ関節・手関節)がすべてまったく動かなくなり、かつ、片方の足を足首以上で切断した場合

※死亡保険金、高度障害保険金はいずれか一方が支払われた時点でそのご加入者の保障が終了します。

※高度障害状態とは「回復の見込みがない状態」であることが必要ですので、一時的に上記の状態に該当したとしても、回復の見込みがある場合は、高度障害状態には該当しません。

「高度障害状態」についての詳細は、[別紙](#)の住友生命ホームページ「保険金等支払関係の主な約款規定(抜粋)」にも掲載していますので、ご参照ください。

⚠️ 保険金が支払われない場合があります。詳しくは、[別紙](#) 注意喚起情報「5. 保険金が支払われない場合について」を必ずご確認ください。



税務について

掛金の税務

会員事務所が負担した掛金は、福利厚生費として全額損金(必要経費)に算入できます。

ただし、個人事業主が本人および事業主と生計を一にする親族(青色専従者)にかかる掛金を負担した場合は必要経費とならず、掛金のうちの保険料(配当金がある場合は配当金を差引いた金額)が一般生命保険料控除の対象となります。

昭和47年2月14日付直審3-7、法人税基本通達9-3-5-9-3-6の2・2-2-14、所得税基本通達36-31の2・36-31の4、所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2

死亡保険金の税務(会員事務所受取分の税務)

経理上いったん益金(個人事業主の場合は事業所得の収入金額)として計上し、死亡退職金・弔慰金としてご加入者の遺族に支給したとき損金(必要経費)に算入します。ただし、個人事業主が事業主と生計を一にする親族(青色専従者)にかかる保険金を受取った場合は一時所得となります。

会員事務所経由で相続人に支給された死亡退職金・弔慰金については、以下の金額まで相続税法上非課税です。超える部分は相続税が課せられます。

- 死亡退職金..... 法定相続人数×500万円
- 弔慰金..... 業務上死亡の場合、月収の3年分
業務外死亡の場合、月収の6ヵ月分

相続税法第3条第1項2・第12条第1項5,6、所得税法施行令第30条第1項1、所得税基本通達9-23、相続税基本通達3-20

高度障害保険金の税務(会員事務所受取分の税務)

いったん益金(個人事業主の場合は事業所得の収入金額)として計上し、社会通念上妥当な額を(災害)見舞金としてご加入者に支給したとき、その支給額を損金(必要経費)に算入します。ご加入者に支給された給付金は社会通念上妥当な金額については非課税です。

所得税法施行令第30条第1項1,3、所得税基本通達9-21・9-23

配当金の税務

会員事務所が従業員のために負担した掛金について、配当金が支払われた場合は益金(個人事業主の場合は事業所得の収入金額)に算入します。

※個別の税務取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。記載の内容は、令和3年6月現在の税制に基づいています。今後、税制の変更に伴い、税務の取扱いが変わることがあります。